

水戸市南町自由広場の使用契約に関する要項を次のように定める。

令和元年 9 月 1 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市南町自由広場の使用契約に関する要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、南町自由広場（以下「広場」という。）の使用に係る契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(広場の貸出)

第 2 条 不特定の来客が見込まれ、中心市街地のにぎわい創出に資する催物等を行うため、広場の全部又は一部を占用し、使用しようとする者は、水戸市と広場の使用貸借に係る契約（以下「使用貸借契約」という。）を締結しなければならない。

(貸出時間等)

第 3 条 使用貸借契約により広場を占用し、使用することができる時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 使用貸借契約により広場を連続して占用し、使用することができる期間は、当該占用し、使用する日の初日から起算して 5 日間以内とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、広場の占用及び使用に係る時間又は期間を延長することができる。

(使用貸借契約の申請)

第 4 条 使用貸借契約をしようとする者は、南町自由広場使用貸借契約申込書（様式第 1 号）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の内容が中心市街地のにぎわいの創出に資すると認めるときは、当該申込みをした者と、南町自由広場使用貸借契約書（様式第 2 号）により使用貸借契約を締結するものとする。

(使用貸借契約の解除)

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる場合は、使用貸借契約の上広場を使用する者（以下「使用者」という。）に対し何ら催告等を要せずに、この使用貸借契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 使用者が市の許可なく使用貸借契約の使用目的とは異なる使用をしたとき

(2) 使用貸借契約に、虚偽の内容があったとき

(3) 使用貸借契約の条項に違反したとき

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき

2 市長は、前項の規定により使用貸借契約を解除したときは、使用者に対し、当該使用貸借契約を解除した旨の通知をしなければならない。

(補則)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(要項等の廃止)

2 次の各号に掲げる要項等は、廃止する。

(1) 南町自由広場の催物等の使用に関する要項

(2) 南町自由広場の催物等の使用契約の条件に関する要領

付 則

この要項は、令和7年9月12日より施行する。